

大阪大学大学院工学研究科・工学部研究用風洞利用負担金徴収要領

第1条 大阪大学大学院工学研究科・工学部研究用風洞利用内規第7条の規定に基づき、大阪大学大学院工学研究科・工学部研究用風洞（以下「研究用風洞」という。）の利用負担金（以下「負担金」という。）を徴収するため、この要領を定める。

第2条 負担金の額は別に定める。

第3条 負担金の徴収は、工学研究科が定める方式に基づいて、大学運営物件費の振替によって行う。

2 負担金の一部又は全てを大学運営物件費以外の財源により徴収することもできる。

3 前項による徴収を希望する利用者は、研究用風洞運営委員会（以下「委員会」という。）が定める様式を用いて申請し、委員会委員長の承認を受けなければならない。

第4条 前条第2項の財源による負担金は、大阪大学が発行する請求書により、指定する期日までに支払うものとする。ただし、学内者については、予算振替により支払うこともできる。

第5条 委員会の委員長は、指定する期日までに負担金の支払いがされていない場合は、その後の利用申請を受け付けないことができる。

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年8月5日に施行し、令和3年4月1日から適用する。